

前橋市監査委員公表第5号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年6月7日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年4月12日～7月11日

措置通知書提出日 令和5年6月2日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象所属：下水道施設課】</b></p> <p><b>1 高所からの墜落防止措置等について(指摘事項)</b> 天川大島第一中継ポンプ場 非常用発電設備更新工事(国ボ第1号)において、地盤を掘削し、現況地盤から掘削地盤まではしごを設置していたが、はしごが固定されていなかった。 労働安全衛生規則第556条第1項第4号においては、はしごの転位防止のための措置を講ずること規定していることから、はしごの設置の安全対策については、同規則にのっとり適正に行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 鉄筋かぶり厚さの不足について(指摘事項)</b> 天川大島第一中継ポンプ場 非常用発電設備更新工事(国ボ第1号)において、地下タンク室底板の鉄筋工事を、特記仕様書の適用規格として定めている電気設備工事一般仕様書・同標準図で求めているかぶり厚さ50mmに満たない値で施工していたが、監督員は同工事の段階確認を合格としていた。 工事の施工及び監督については、設計図書である特記仕様書にのっとり、適正に行うよう改善されたい。</p>	<p>はしごの転位防止について、監査結果を踏まえ課内で安全対策の周知を行った。 また、指摘事項の再発防止及び順守の徹底を図るため、当課の工事で使用する特記仕様書の安全管理の項目に「はしごや脚立の使用にあたっては、労働安全衛生規則にのっとり適正に安全対策を講ずること。」の文言を追加する改善を行った。</p> <p>鉄筋かぶり厚さの確保について、監査結果を踏まえ課内で施工管理の周知を行った。 また、指摘事項の再発防止及び順守の徹底を図るため、当課の工事で使用する特記仕様書の留意事項の項目に「生コンクリートの打設においては、鉄筋かぶり厚さを本特記仕様書にのっとり適正に確保すること。」の文言を追加する改善を行った。</p>